

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
活動 （略）	基準	活動 （同上）	基準 （同上）
<p>法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動</p>	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。                      一 ただし、我が国の国若しくは地方公共団体の機関、我が国の法律により直接に設立された法人若しくは我が国の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、我が国の特別の法律により設立された人、我が国の特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国、地方公共団体若しくは独立行政法人から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け若し</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p> <p>一 大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後</p>

<p>法の別表第一の二の下の教育</p>	
<p>一 申請人が各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育をする活動に従事する場合又はこれら以外の教育機関において教員以外の</p>	<p>二 (略)</p> <p>くは本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に關し法務大臣が告示をもつて定める要件に該當する場合に限る。)した後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であつて、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の下の欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(研究の在留資格をもつて当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して一年以上あるときは、この限りでない。</p>
<p>(同上)</p>	
<p>(同上)</p>	<p>二 (同上)</p> <p>従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有すること。ただし、本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において研究を行う業務に従事しようとする場合であつて、申請に係る転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において法別表第一の二の表の下の欄に掲げる業務に従事している場合で、その期間(研究の在留資格をもつて当該本邦にある事業所において業務に従事していた期間がある場合には、当該期間を合算した期間)が継続して一年以上あるときは、この限りでない。</p>

法の別表第一の下の技術	欄に掲げる活動
<p>申請人が次のいずれにも該当していること          。ただし、申請人が情報処理に関する技術          又は知識を要する業務に従事しようとする          場合で、法務大臣が告示をもつて定める情</p>	<p>職について教育をする活動に従事する場合          は、次のいずれにも該当していること          。ただし、申請人が各種学校又は設備及          び編制に関してこれに準ずる教育機関で          あつて、法別表第一の一の表の外交若し          くは公用の在留資格又は四の表の家族滞          在の在留資格をもつて在留する子女に対          して、初等教育又は中等教育を外国語に          より施すことを目的として設立された教          育機関において教育をする活動に従事す          る場合は、イに該当すること。</p> <p>イ  次のいずれかに該当していること。          (1)  大学を卒業し若しくはこれと同等          以上の教育を受けたこと。          (2)  行おうとする教育に必要な技術又          は知識に係る科目を専攻して本邦の          専修学校の専門課程を修了（当該修          了に関し法務大臣が告示をもつて定          める要件に該当する場合に限る。）          したことを。          (3)  行おうとする教育に係る免許を有          していること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>
(同上)	
(同上)	<p>イ  大学を卒業し若しくはこれと同等以          上の教育を受け、又は行おうとする教          育に係る免許を有していること。</p> <p>ロ (同上)</p> <p>二 (同上)</p>

<p>欄に掲げる活動</p>	
<p>法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる</p>	<p>報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、一に該当することを要しない。</p> <p>一 従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。</p> <p>イ 当該技術又は知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもつて定める要件に該当する場合に限る。）したること。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>申請人が次のいずれにも該当していること。  。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p>
<p>(同上)</p>	
<p>(同上)</p>	<p>一 従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該技術若しくは知識を修得していること。</p> <p>二 (同上)</p>

<p>活動</p>	
<p>(略)</p> <p>法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄(口に係る部分に限る。)</p>	<p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。</p> <p>イ 当該知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了(当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。)したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有している場合は、一に該当することを要しない。</p> <p>一 従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又</p>	<p>(同上)</p> <p>(同上)</p> <p>二・三 (同上)</p> <p>一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していること。</p>

掲げる活

は知識を修得していること。

イ 当該技術又は知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ 当該技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したること。

ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

二  
(略)

専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該技術若しくは知識を修得していること。

二  
(同上)